

白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の法令による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、<u>入院時食事療養標準負担額</u>、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。</p> <p>7 <u>この条例において「受給者」とは、市長から第5条の規定に基づき受給者証を交付される次条に定める対象者のことをいう。</u></p> <p>8 <u>この条例において「現物給付」とは、小学校就学の始期に達するまでの受給者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による就学義務の猶予に係る者を含む。）が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払を求められず、市が受給者に代わって医療費を当該医療機関に支払うことをいう。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、白岡市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する<u>ひとり親家庭又は養育者家庭の次の各号のいずれかに該当する者</u>であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、<u>対象者</u>としない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>日本国内に住所を有しない者</u></p> <p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のい</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の法令による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、<u>食事療養標準負担額</u>、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、白岡市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、<u>対象</u>としない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のい</p>

れかに該当するときは、そのひとり親家庭又は養育者家庭の対象者について、受給者としない。

(1)～(3) 略

2・3 略

(受給者証の交付)

第5条 医療費の支給を受けようとするひとり親等は、そのひとり親家庭又は養育者家庭の対象者について、白岡市長（以下「市長」という。）に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する受給者証の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項において受給者証を交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(支給の範囲)

第6条 市長は、受給者の一部負担金に相当する額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を支給する。ただし、受給者の責（税の未申告等）により過分の負担金があるときは、その額につきひとり親家庭等医療費の対象としない。

(支給の方法)

第7条 略

2 前項の規定にかかわらず、市長は、埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合には、規則の定めるところにより、ひとり親家庭等医療費を代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3・4 略

(届出業務)

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更等が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 略

(支給金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段等により支給を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払が生じたときは、その者からその支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

れかに該当するときは、対象者としない。

(1)～(3) 略

2・3 略

(受給者証の交付)

第5条 医療費の支給を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、白岡市長（以下「市長」という。）に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する受給者証の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項において対象者でないと決定したときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(支給の範囲)

第6条 市長は、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）の一部負担金に相当する額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を支給する。ただし、受給者の責（税の未申告等）により過分の負担金があるときは、その額につきひとり親家庭等医療費の対象としない。

(支給の方法)

第7条 略

2 前項の規定にかかわらず、市は、埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合には、受給者に代わってひとり親家庭等医療費を当該医療機関等に支払うことができる。

3・4 略

(届出業務)

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 略

(支給金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により支給を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払が生じたときは、その者からその支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。